

鈴鹿市告示第 2 4 号

鈴鹿市建設業者格付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 月 3 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市建設業者格付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市建設業者格付要綱（平成 6 年鈴鹿市告示第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(格付の対象業種) 第 2 条 格付の対象業種は、次の各号に掲げるものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>舗装工事</u> (格付の対象業者) 第 3 条 格付の対象業者は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 略 (2) 市内に支店 <u>又は営業所を有する資格者名簿登録者であって、次の全ての要件に該当するもの</u> （以下「支店業者」という。） ア～ウ 略 (3) 略 2 略 (格付の方法及び基準)	(格付の対象業種) 第 2 条 格付の対象業種は、次の各号に掲げるものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>は装工事</u> (格付の対象業者) 第 3 条 格付の対象業者は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 略 (2) 市内に支店 <u>及び営業所を有し、次のすべての要件を満たしている資格者名簿登録者</u> （以下「支店業者」という。） ア～ウ 略 (3) 略 2 略 (格付の方法及び基準)

第4条 格付は、次の方法及び基準により行う。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内業者については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合数値（以下「客観点数」という。）並びに工事成績評点及び技術者数（以下「主観点数」という。）により、第2条に規定する対象業種のうち、土木工事にあつてはAからDまでの等級に、建築工事及び舗装工事にあつてはAからCまでの等級に格付する。

(2) 略

2 略

3 格付の審査基準日（以下「格付審査基準日」という。）は、4月1日とする。ただし、随時受付時の格付審査基準日は、別に定める。

（格付の調整）

第5条 前条第1項の場合において、次項から第9項までの規定により格付の調整を行うものとする。

第4条 格付は、次の方法及び基準により行う。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内業者については、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合数値（以下「客観点数」という。）並びに工事成績評点及び技術者数（以下「主観点数」という。）により、第2条に規定する対象業種のうち土木工事にあつてはAからDまでの等級に、建築工事及びほ装工事にあつてはAからCまでの等級に格付する。

(2) 略

2 略

（格付の調整）

第5条 前条第1項の等級に格付する場合において、次の各号に該当する者については、当該各号に定めるところによる。

(1) 格付施行日の直前1か年において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当した者については、当該等級より1等級下位へ格付する。

(2) 格付施行日の直前1か年において、資格停止措置を受けた者については、前回格付した等級の上位に格付しないもの

とする。

(3) 格付施行日の直前1か年において、
2回以上資格停止措置を受けた者につい
ては、当該等級より1等級下位へ格付す
る。

(4) 新規に格付する者（業種追加を含
む。）については、最下位等級に格付する。
ただし、随時受付時に格付された者（業種
追加を含む。）は、次回の格付時にも最下
位等級に据え置くものとする。

(5) 建設業法第3条第1項第2号に規定
する特定建設業の許可を受けていない者
は、最上位等級に格付しない。

(6) 前回格付した等級より2等級以上上
位には格付しない。

(7) 支店業者については、第2条に掲げ
る格付の対象業種のうちいずれか1業種
のみ格付する。

(8) 経常建設共同企業体の格付について
は、第4号の規定は適用しない。

2 格付審査基準日の前日から起算して1年
前の日までの間に、地方自治法施行令（昭和
22年政令第16号）第167条の4第2項各号に
該当した者については、当該等級より1等
級下位へ格付する。

3 格付審査基準日の前日から起算して1年
前の日までの間に、資格停止措置を1回受
けた者については、前回格付した等級の上
位に格付しない。

4 格付審査基準日の前日から起算して1年

前の日までの間に、資格停止措置を2回以上受けた者については、当該等級より1等級下位へ格付する。

5 新規に格付する者（業種追加を含む。）については、最下位等級に格付する。ただし、随時受付時に格付された者（業種追加を含む。）については、次回の格付時にも最下位等級に据え置くものとする。

6 建設業法第3条第1項第6号に規定する特定建設業の許可を受けていない者については、最上位等級に格付しない。

7 前回格付した等級より2等級以上上位には、格付しない。

8 支店業者については、第2条に掲げる格付の対象業種のうちいずれか1業種のみ格付する。

9 経常建設共同企業体の格付については、第4号の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の格付について適用し、同日前の格付については、なお従前の例による。